

## 遠軽町森林公園いこいの森チラシ及び雨宮 2 1 号乗車券有料広告掲載取扱要領

(趣旨)

第 1 条 遠軽町森林公園いこいの森チラシ及び雨宮 2 1 号乗車券（以下「チラシ等」という。）への広告掲載に関し必要な事項は、遠軽町有料広告掲載要綱（平成 2 1 年遠軽町告示第 8 号。以下「要綱」という。）及び遠軽町有料広告掲載取扱基準（平成 2 0 年遠軽町告示第 2 号。以下「基準」という。）に定めるもののほか、この告示の定めるところによる。

(広告掲載の範囲)

第 2 条 次の各号のいずれかに該当する広告は、チラシ等に掲載することができない。

(1) チラシ等に掲載する広告の内容が、要綱第 3 条第 2 項の規定に該当するもの

(2) 業種、事業者又は広告の内容が基準第 2 条から第 4 条までの規定に該当するもの

(3) 基準第 7 条に掲げる町税等の滞納がある者の広告

(広告の規格、掲載料等)

第 3 条 広告の規格、掲載料等は別表のとおりとする。

(広告を掲載する枚数、位置、表現等)

第 4 条 広告を掲載する枚数、位置、表現等は、丸瀬布総合支所産業課長（以下「産業課長」という。）が定める。

(広告の掲載期間)

第 5 条 広告を掲載する期間は、次のとおりとする。

(1) 森林公園いこいの森チラシについては原則 1 年間とし、年度末に作成したものを次年度の広告媒体として使用するものとする。

(2) 雨宮 2 1 号乗車券については、広告を掲載した乗車券の在庫がなくなるまでの期間とする。

(広告掲載希望者の募集)

第 6 条 産業課長は、チラシ等に掲載する広告を募集するときは、広報紙等を利用して、広告掲載を希望するものを公募するものとする。

2 前項の規定による公募は、チラシ等を新たに作成するときに行うことができるものとする。

(広告掲載の申込み)

第 7 条 広告掲載の申込みの受付期限は、チラシ等を新たに作成しようとするときの納品予定日 5 0 日前とする。

(その他)

第 8 条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、町長が定める。

附 則

この告示は、平成 2 1 年 6 月 1 日から施行する。

別表（第3条関係）

チラシ等の種類	規格	掲載料
森林公園いこいの森チラシ	縦55mm×横55mm	1枚0.5円
雨宮21号乗車券	縦50mm×横80mm	1枚1円

備考 掲載料は、消費税及び地方消費税を含む。